

前書き

文化庁では、今後の国語施策の改善に資するため、明治以降、今日に至るまでに発表された国語施策の改善に関する各種の案及び実施された施策並びにそれらに関する論評等を計画的に収集整理し、「国語施策沿革資料」として、まとめることにしている。

本集は、その第二集として、「現代かなづかい」制定前の各種の仮名遣い案・施策に関する論評等の代表的なものを収集し、簡単な解説を加えたものである。本集の作成に当たり、御協力くださった方々に、心から感謝申し上げます。

昭和五十六年三月

文化庁文化部長

塩津有彦

国語施策沿革資料作成協力者

(五十音順、敬称略)

(氏名)

(現職)

天沼寧 大妻女子大学教授

井之口有一 京都府立大学女子短期大学名誉教授

阪倉篤義 京都大学教授

志田延義 山梨大学名誉教授

土屋信一 国立国語研究所言語計量研究部第一研究室長

林大 国立国語研究所長

林巨樹 青山学院大学教授

なお、文化庁においては、主として次の者が本書の編集、作成に当たった。

室屋晃 文化部国語課長

上岡国威 文化部国語課課長補佐

安永実 文化部国語課主任国語調査官

山口佳也 文化部国語課国語調査官

凡 例

一 本資料集は、明治以降「現代かなづかい」制定前の仮名遣い案・施策に関して発表された論評等のうち、代表的なものを収録したものである。

二 付録として、「帝国教育会国字改良部仮名決議」「高等師範学校附属小学校国語科実施方法要領」「国語調査委員会決議事項」及び代表的な「新聞社説」を収録した。

三 各文献は、底本とした資料の原文のまま採録することを原則とした。ただし、

1 漢字は現行の字体に改めた。また、変体仮名も現行の字体に改めた。しかし、必要と認めた場合は、原文の字体をそのまま残した。

2 原文の改行の位置を明らかにしておく必要があると認めた場合は、該当する部分に『を付して、その位置を示した。

3 明らかに原文の誤植と認められるものは訂正した。

4 振り仮名、傍点の類は、特に必要と思われるもののほかは省略した。

5 新村出「国語問題の根本観念」は、紙幅の関係で、仮名遣い問題と特に関係の深い部分を抄録するにとどめた。

四 参考のために、各文献の前にその文献とその筆者に関する簡単な解説を、また巻末に「仮名遣い問題概説（明治以降「現代かなづかい」制定前）」を添えた。なお、概説文中で触れた文献のうち、「国語施策沿革資料1」「同2」（本資料集）に収録したものについては、その文献名（初出）の右下にそれぞれ①②の符号を付してそのことを示した。

仮名遣い問題論評集

一 かなづかいのこと

(明治十六年八月)

三宅米吉

仮名文字運動の団体「いろはくわい」の機関誌『かなのまなび』第一号(明治十六年八月)に発表されたもので、生徒の学習成績を基に、一音を表す字は一字に限るようにつきべきであること、仮名遣いはなるべく発音と文字とが違わないようにつきべきであることを述べたもの。三宅米吉(一八六〇—一九二九)は歴史学者、考古学者で、「いろはくわい」の有力な一員、仮名文字運動の諸団体が合体して「かなのくわい」を結成したときにも参画した。後に、東京高等師範学校長、帝室博物館総長、東京文理科大学長などを歴任した。所収の本文は、『三宅米吉著述集』によった。

おのれ としごろ おもえる わ、 しなもじ を か
らず して も つばら わが く に なる かなもじ のみ
にて しよもつ てがみ うけとり なにくれ となく
もの みな かき なん にわ その べんり なる こと
たとえん にもの なる べし、 さる にても こと
れまで しきたり の かなづかい に したが い なば

くち にて となうる ところ の おん と ふで して
かく ところ の もじ と たごう ところ おおく、
また おなじ ひとつ の おん を あらわす もじ の
ふたつ も みつ も ありて その くべつ を しる
こと いと かたければ かなぶん とて あながちに
たやすき わざ にわ あらで なを くつ を へだてて
かゆき を かく の おもい あり、 されば いま
かなぶん を よに ひろめんと する にわ まづ
その かなづかい を あらためて なるべく やすく
する こそ たいせつ なれ と。

かくて こそ の なつ いろはくわい の おこりし
より おのれ も その なかまとなり ひとびとと
あい はかり おもい を のべ かんがえ を つくして
ついに かな の つかいかた ぶんの かきかた など
ひとと おり つくりさだめぬ、そも いろはくわい にて
さだめたる かなづかい の よのつね の ことなる
ところ わ ひとつ にわ よのつね の にて 「を」「あ
「あ」を もちいる を すべて 「お」「い」「え」
に かきあらたむる こと、 ふたつ には 「は」「ひ」
「ふ」「へ」「ほ」の もじ を もちいて 「わ」「い」
「う」「え」「お」の おん を あらわす を なら
ためて ただちに 「わ」「い」「う」「え」「お」の

もじをもちいること、みつにわかんじの
 おんのつづりかたおなじおんにしてくさぐさ
 あるをひとつにさだめたることなり。(く
 わしくわいろはくわいにてしゆつぽんしたる
 ぶんのかきかたというそおしにのせたり)
 みぎのごとくあらたむればかなづかいいと
 やすくなりてほとんどくちにてとなうるところ
 のおんとふでしてかくところのもじと
 おなじきをえてもののしぜんにかなえるが
 ごとし、さればにやおさなわらんべがわずかに
 いろは四七もじをおほえていたづらごとにふみ
 かくまねするをみるにそのかなづかいみな
 かくぞある。
 おのれとおきよおしはんが一つおにありてこ
 どもらがよみほんのしけんの時かきい
 だせるこたえがきにかなちがいのおおきを
 みてうつしおけり。そのかなちがいのおおき
 わおしえかたのゆきとどかざるにもすこしわ
 よるなるべけれど、まことわよのつねのかな
 づかいのむつかしくまぎらわしきがゆえと
 おもわる。
 いまここにしめすわしはんが一つおふぞく

しよおがくのしものごきゆうのせいとが
 よみかたのしけんにかたえたるものなり、
 もんだいわ老人苦勞毎朝成長牛馬にてい
 ちいちおんとよみとをかなにてしるさせ
 たるなり、もつともこれらわみなかつてま
 なびたるものなればいづれもそのおんをも
 よみをもしれるなり、しかるにそのかなづかい
 のいろいろなることつぎのごとし。せいと
 のなわここによおなければはぶきぬ。

老人	苦勞	毎朝	成長	牛馬	せいとのな
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	い
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	ろ
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	は
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	に
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	ほ
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	へ
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	と
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	ち
ロウジン トシヨリ	クロウ ホネヲリ	マイチヨウ マイアサ	セイチヨウ ソダツ	ギウバ ウシムマ	り

この こたえがきを こまかに しらぶれば おもしろき こと おおかり、老人の かなづかい の よいの つねなる わ「らうじん」なる に、 さ かける わ ひとり も ある こと なし、 (a) と (b) との ながおん を わきまえざる と (c) とを のぞけば「ろう」と「ろを」との ふたつの つづりかたに わかる なり、 また 苦勞の かなづかい も「くらう」なる に、 これ も また さ かける わ ひとり も あらで「ろう」と「ろを」の ふたいろに つづれり、 また 毎朝 わ「まいてう」なる に、 さ かける わ (d) の ふたり にて その ほか わみな たがえり、 ことに まがりおんなれば その まちがい はなはだし、「ちを」「つよ」「じあう」のごとき わ その ことどもら が くふう おもいやられて おもしろし、 また 成長 わ「せい」ちやう」なる に、 さ かける わ ひとり も あらずして、 長を「ちよ」と つづれる もつとも おおおく、「てう」と かける ひとり あり、 これ わかみの 朝と おなじう ところえたる がごとし、 また 成を「せー」と かける ものみみたり、「せえ」と かける ひとり、「せへ」「へ」と「え」との くべつ を わきまえず」と か

ける ひとり、 あわせて いたり、「せい」と かける より ひとかず おおし、 また その よみの「ををきく」と かける も おもしろし。(すべて「を」と「お」との くべつ を しらず つねにてはの「を」に なれたる ゆえ いつも「お」のおんにも「を」の もじをもちいる なり、) また 牛馬の おん ただしく かける もの よたり、「ぎゆ」と かける もの ひとり、「ぎゆ」と かける もの ひとり、「ぎを」「ぎよう」と かける わ いづれも なまり ことば にて だしき おんを わきまえざる なる べし、 また その よみを ただしく かける わ (e) ひとり にて、あと わ「うま」と かける みたり、「んま」と かける も また おもしろし、 げに「むま」と かく わ ずいぶん むり にて「んま」また わ「うま」と かくこそ しぜん なる べけれ。 また つぎなる わ おなじが「つこお」のかみのごき「ゆう」の せいと が かんぶんの よみかたの しけん かなもて その よみかたを しるしたるうち より かなちがいの ある を とりあつめたるもの なり、 こも また なを のせず、 いろは

もて これに かゆ、

思、^{オモ} 榮達、^{エータツ} 争、^{アソ} 率、^{ヒキヒ} 代、^{ヨル} 閉、^{トシテ}

帰、^{カエリ} 乘虚、^{キヨシヨラジテ} 請、^{コラ}

中大兄皇子、^{ナカノヲラノミ} 凍餒、^{トラタイ} 代、^{カエテ} 吟喇、^{リコラ} 返、^{カイス}

兄梯、^{ヘツケン} (編者注、古事記に見える人名兄猾のことか。)

薨、^{コラ} 中大兄、^{ヲラノミ} 請、^{コラ} 帰、^{カヒリ}

驕暴、^{キヨウボウ} 悪、^{ハルキ} 中大兄、^{ナカノヲラノミ} 憂、^{ユリヨウ}

定、^{テエ} 統、^{トラ} 幽、^{エウ}

みぎ こまかに しらぶれば また おかしき こと

お「おかり、 なかに ついて (に) の 「へうけし」 (へ)

の 「はるき」 わ ことに はなはだしき まちがい

ながら、 ういまなび の もの にわ しぼしぼ ある

こと にて はひふへほ の おんの ひとつ ならざる

が ため なり、 さて この こぎ、ゆうの せいと わ

よほど よみかた も すすみたる なる に なにゆえ

かく かなちがい の お「おき か」というに、 す

べて しけん わ ときに かぎり ありて その あ

いだ に いくばくの こたえがき を つくらねばな

らぬ が ゆえ せいとの ところ はなはだ せきた

ちて かなづかい など にわ すこしも ところ を

もちいず ふで に まかせて かく が ゆえ に お

(い) (ろ) (は) (に) (ほ) (へ) (と)

これら わ かなちがい と わ いいながら よのつね

の と たがう のみ にて ま「つたく よめず」という

に あらねば あながちに これを あやまり と

すべからず、 がえりて かなづかい の も「つとも や

すき もの しぜん なる もの と こそいう べけれ、

これら の しらべ に よりて よのつね の かな

づかい の むつかしき こと および これを あら

たむ べき こと また これを あらたむる にわ

つぎ の ふたつ の こと の たいせつ なる を

じる、 すなわち ひとつ にわ ひとつ の おん を

あらわす もじ わ いちじ に かぎる べき こと、

ふたつ にわ かなづかい わ なるべく おん と もじ

と たがわざる よ「お すべき こと、 この ふたつ

なり、 いろはく「わい にて さだめたる かなづかい わ

これらの むね に かないて いと よし、 かなぶん

に ところ ある もの わ かならず ついて みる

べし、

二 「問目一則」(字音仮名遣いに関する

井上文部大臣の諮問) に対する答申

(明治二十七年)

明治二十六年に文部大臣井上毅が普通教育に歴史的な字音仮名遣いを用いることの可否を諮問したことに對して、當時の文科大学教授栗田寛、同黒川真頼、同物集高見、同助教教授三上参次、第一高等中学校教授落合直文、同高津鋏三郎の六名の提出した答申。このうち、普通教育のために字音仮名遣いを簡易化する必要があるとしたのは、三上、高津の二名、従来どおりの字音仮名遣いを教えるべきであるとしたのは、黒川、物集、落合の三名である。これらはいずれも明治二十七年のものと思われる。栗田寛(一八三五〜一八九九)は国史学者。黒川真頼(一八二九〜一九〇六)は国史学者、国文学者。物集高見(一八四七〜一九二八)は国語国文学者で、『日本大辞林』の編者。三上参次(一八六五〜一九三九)は国史学者。落合直文(一八六一〜一九〇三)は歌人、国文学者で、『いごの泉』『言泉』の編者。高津鋏三郎(一八六四〜一九二一)は国文学者。

所収の本文は、吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国字問題諸案集成』によった。

目次

- (一) 第一高等中学教授 落合直文
- (二) 文科大学教授 栗田 寛
- (三) 文科大学教授 黒川真頼
- (四) 第一高等中学教授兼文科大学助教 高津鋏三郎
- (五) 文科大学教授 外山正一
- (六) 文科大学助教 三上参次
- (六) 文科大学教授 物集高見

(一) 漢字音に対する愚案

落 合 直 文

我国漢字音の呼声のひとしきものに仮名の異なるものは五十音第一韻列に引音添はるときに第五韻列とその呼声ひとしきもの第四韻列に引音添はるときに拗音第五韻列とその呼声ひとしきものまた引音のウとフとひとしく撥音のムとンとひとしきもの等これなり しかるにこれらの字音は何故に呼声ひとしくして仮名のみ異なるかといふに支那にてはもとといづれもその呼声に区別ありしものにて我国の字音も畢竟その区別ありしがまゝにかく仮名遣を区別せしものなり さるを今日その呼声のひとしくなりたればとて仮名を一に定めむといふはいかゝあらむ

第一問の様要用などは決して偶然にそをかきわけたるものに

あらず たとへば江陽講漾庚豪肴等の韻に属すべきものは皆
 我國の五十音第一韻列の仮名をかくべきものにして様は漾の
 韻なればヤウとかけるなり また我國にこそあらされ支那に
 は開口のヨと合口のヨと二あり 開口のは蕭嘯などの韻に属
 すべきものにして即ち我國にて第四韻列の仮名に引音を添て
 かきたるものこれなり 支那には開口のヨのあるかはりに我
 國の五十音第四韻列の音あることなし されは互にその呼声
 の似よりたるよりかよはしてかきたるものにて要は嘯の韻に
 属するものなればエウとかけるなり かくて合口のヨは五十
 音第五韻列の音を用ゐたるものにして東冬宋送董腫などの韻
 に属すべきものこれなり 即ち用は宋の韻なればヨウとかけ
 るなり 然るに下に引音添はる時はその呼声皆一樣にして仮
 名もいつれをかくも妨なきやうなれど若し支那音の如くよび
 なすときはあきらかに區別するものなり、即ち様はヤング要
 はエウ用はヨングにしてなほ単音のヤエヨに區別あるものと
 一般なり いかてかこを一にするを得む

又第二問の引音ウとフとの區別は支那にて葉合洽緝等の入声
 の韻に属すへきものは皆フにして他の平上去の東冬江蕭講漾
 董腫豪巧皓嘯蒸尤有肴等の支那にてングとよぶもの又開合の
 ヨとよぶもの及びウの引音によぶもの又ヲの引音によぶもの
 には悉くウをあてたるなり 然るに連声の便よりフとかくべ
 きものウとかくべきものその呼声各一樣なればいつれをかく

もおなしきやうなれどある場合にいたりては大にその趣を異
 にするものあり たとへば法被合羽拾手入声などの如く下に
 カサタハの急促音来る時はもとフをかくべきものなれば皆入
 声音となりてハッピ カッパ シッテ ニッセイとやうに促
 めて呼ぶなり ウをかくかたにはかゝる例あることなし こ
 を見てもそのフとウとは明かに區別あることは知られなむ
 ハフ(法)をホウとかけるなどはこれ日本音にして一般に通ず
 る字音にあらず 又テとチヨとハとホと區別あるは第一問に
 いへると同じ理にて支那にては明かに區別あるものなり そ
 を証せむに朝鮮字音は我國の漢字音とひとしく支那の中古の
 音を今日に伝へたるものなり そを見るに日本にてはハフと
 かくかきりのもの、皆(ハフ)とやう皆下の韻をフは皆(ハフ)
 とかきチヨウ(重)は皆(チヨウ)とかき明かにテとチヨとの
 呼声に區別あるなり また以て我國にかく區別をたてたるこ
 との偶然ならざるを知らるゝならむ されと或字音にいたり
 ておのつから混同して今は全く區別なきにいたれるものあり
 それらは今更ら古にさかのぼりてそを改むるに及ばずとする
 も唯今正し得べくかつ古来よりの慣例等は益(イタ)そを遵奉して乱
 さざるやうするは学者のつとめざるへからざる所ならむ 法
 度(ハット)合本(ガッポン)などはなにゆゑにかく読むかとい
 ふに法の音はハフにて合の音はガフなればなり さるをホフ
 とかホウとかまたはゴフとかゴウとかかくやうならむには普

通の語だに解することあたはざるにいたらむ　また相模武蔵などの国名はなに故にかゝる文字をあてたるかといふに相はサウの仮名にして蔵はサウの仮名なればなり　ざるをソウとかソフとかかくやうならむには国名にあてたる文字だに解する能はざるにいたらむ　いかかこを一にするを得む　又第三問なるカム(柑)をカウとしコン(困)をコウとする類はもとより支那の音にはあらず　これらは皆不雅なる字音を我国音に熟せしめむとてよびかへたるものにしてこの例はこれのみにあらずシユ(朱)をスとあてジャク(雀)をザカとあてサウ(相)をサガとあてオツ(乙)をオトとあてクン(訓)をクニとあてたるなど皆我国音にひきなほしたるに過ぎず　これらは古くより用ゐられる慣例あるものなればたゞ一の言語として存しおくべきなり

又第四問のキとクキとケとクエとの区別はこれ約音にしてクキを反切したるものはキとなりクエを反切したるものはケとなるにていつれを書くも妨なしとはいへとも慣例ありてつゝめていふものをつゝめていはざるもの二あり　たとへば類水などはルキスキとはいへどリシとはいはず遺言の時はユキといへと遺族の時はイといふが如し　又クエはヘンクエ(変化)クエンヂ(源氏)など古く用ゐたる例あれと今は皆ケと約めて呼びクエといふは一字もあることなし　さればこれらは現今行はれ居るものを標準として区別しおくべきものならむ　又

発昭芭蕉等は皆その韻開口のヨなり　されば第四韻列の仮名をかきて下に引音をつけたるなり　さてこの引音ヲは今はずべてウとかきて通用すればこれらも唯一の言語の仮名つかひとして知りおきて可ならむ

又第五問のムとソとの区別は今こそ混同したれ明かに区別あるものにして侵覃塩咸寢感琰謙沁勘艶陷の韻は皆ムとかくべくその他のぬる音はソとかくへきものなり　このムとソとは支那は勿論我国にても古くは正しく区別ありたるものにしてかの万葉仮名などにナムナモなどの助辞には悉くこのムの字音をあてナニヌネノの音には悉くソの字音をあてたり　又ニンワ(仁和)を連声上にニンナとよびサムキ(三位)をサンミとよびたるなどは皆上の音のムとソとの連声上下の音に影響せしものにしてもしその間に区別ならむかニンワをニンマともサムキをサンニともいはずいはずはるべきものなり　又現今行はるゝ支那音をひきいでられたれど現今の音はとるに足らず支那現今の音はムとソとのみにあらず入声の如きも漸く他の平上去と区別をせざることゝなれりといへばその擧げならはず正を正とし明かに区別しおかむかた至当ならむ

以上のべたる如く我国の漢字音にも数千年来の慣例ありて既に我国固有の言語とおなじ資格となりたるものなれば区別せらるゝだけ区別せざるへからず　もし簡便を主として区別せさらむかそは字音のみにあらずるなり　我国固有の音のま

きれやすきものイとキエとエオとヲおよび字音のよび声のう
つりたるもの即ちカフ(買)とユフ(乞)アフ(遇)とオフ(追)イ
フ(言)とユフ(夕)などもその仮名遣ひをいつれか一方に定め
ざるべからず かくては遂に我国固有の声音の特性を破壊し
て更に一層簡便なる声音を創作せざるべからざるにいたら
む 字音を一切我国にて廃棄するか廃棄せざるかの疑問にい
たりては更に別問題なり 数千年来既に我国の言語として行
はれ来れるもの仮名遣の区別煩雜なりとて中々にその利益と
便益とを失ふものにはあらずや これおのが普通教育に対す
る字音の意見なり 字音教授の便法の如きは更にのぶるとこ
ろあらむ

(二) 井上文部大臣の問目に答ふ

栗 田 寛

むかし三善清行の意見の封事に朝家の大学を立しより天平の
代に至る其間右大臣真備朝臣道芸を恢弘して親自ら伝授す即
学生四百人をして五経三史明法算術音韻籀篆等の六道を習は
しむとみえて古へは此音韻の学ありしとみゆ 吾輩もと音韻
にならはず 故にこの問題に答ふるよしを知らず されとも
聊か愚見を述むに

第一問に様また要用をかきわくるにヨウ、エウ、ヤウなどあ
らま莫ろの音り所屬こつきてのわざなればたとへは彼国の平

上去入の音に所屬ある事を知り又韻鏡などの古書に徴して牙
齒喉舌の音考へたる人ならでは容易にかきわくべきにあらざ
ればこれ等のこと普通一般の人に知らしむる事容易のわざに
あらねば仮字によらずして漢字をそのままに用ふるの簡便な
るには若かさるへし もし又婦女幼童にて漢字を知らさら
んには土俗の言のまゝに自由にかゝしむるが適當なるへし
(書籍を著し歌又文章などに用ふるは此限りにあらず)

第二問蝶をテフ法をハフと書くを仮字遣ひの法とすれと我国
に入声なければ違へりとの御説なれど是等みな所屬によれる
ものにて字音をたがへじとてのわざなるへし 是も簡便に従
はぶなほ漢字に従ふをよしとす

第三問支那の音を矯めて国音に附しむる時は困をコウス柑子
をカウシ判官をハウグワンと云ふが如くあるべしとあれと是
は漢字をためて国音に附しむるにはあらてンをウに通はして
国語の如くに漢音を和らかにものしたるまでなり カンフリ
をカウフリと云ふの類に同じ

第四問漢字の正音につくへしとならば古の音博士のわざに習
ひてキをクキ、ケをクエなどと書わくへしとあれとこのキをク
キと云ふは拗音なれともケをクエと云ふは通音にて正音には
あるへからず また紀長谷雄を発昭とかくことは相通名と申
て馬養を宇合意美奈を音那清行を居逸と云るが如く仮名にせ
しにはあらず 唯通音をとりて借り用ひたるなり されとこ

れによりて按ふに長谷雄はハセヲにはあらでハツセヲと訓へく清行はキヨツラにはあらでキヨイキと訓へき事も知らるゝやうなり 芭蕉をハセヲといふも古今の歌に心ばせをばよめるはバセウの音を仮りて心ばせをとしいるなるべしとの説あり 其委しき事は知らされは歌人に問ひ明らかめて後に定むべし

第五問侵をシム安をアンと云ふを疑はれたれとは音韻学者には成説ありてムと撥ぬるとンと撥るとニとヌと撥るとの別明かなる事の由にうけたまはりぬ 且支那の古音の吾国に遺れりといふは信ひかたしとあれと既に英人艾約瑟と申者が説に朝鮮書有唐以前古音日本有漢魏唐三代古音といへれば大臣には信なひ給はざるも我先輩之をうへなひ洋人も亦之を信へるなり いかゝはせん

すべて字音の仮名を普通に知らしむるは難きわざなれば愚は漢字に従ふをよしとは云ふなり 唯し古書古歌を考へて万葉集法王帝説上宮記古事記などの古音を知らむと思ふ者の為には一の音韻学科を設けて皇朝に伝はれる音と支那の音を学ばしむるも宜しからん歎

又より処なく漢字を仮名かきにせむとならば法に拘らず其人々の思ふまゝにかゝしめて宜しからん 然らば司法をシハウともシホウとも蝶をテフ又はテウともチヨウとも九郎判官をくらはうぐわん又くろうはんがんなと認めて通用すべし

ればいと便理にして容易なるべし

次に各郷土の訛音は漢字の音韻と難易自ら異なれば所謂東京にてヒシを訛り東北にてユズ南方にヒフを混する如きの類教員の指導によりて発音を正しく教へなば漸次に改むる方法もあるべきなり

上文にいへるが如く支那音韻の学に暗ければもとより詳細なる事申すに由なし 唯愚陋の僻説を記し試みたるになむ

明治二十七年五月十五日

(三) 御下問条々之御答

問 目 一 則

我が国音国字の言靈の幸にかなへるは外国にまさりて簡便なるによるなり 況て文字は魚を得る為の筈なりといへり 故に教育は成るべきだけ文字の学ひを簡便にする手段を取ること必要なれ

我が国の仮名は一種の特性として印度の悉曇欧州の「アルハベット」に遙かに優る所あり 是は彼の文字には子音字母音字の二つありて二字又は数字を組合せて一音をなす故に生徒は字学の手始として先づ反切法即ち綴字法を学ばざるべからず 此反切法を諳するためにも一年乃至三四個月を費すといへり 我が仮名は一字一音をなす故に反切法を学ぶの煩勞なきはいかに外国に秀てたるめてたき簡便の文字ならず

や

然るに支那より来れる長音拗音又は入声を写す為には此の簡便法もなかなか難渋なることと出来ぬ。そは彼の先覚の支那音に通ずる人の字音仮名遣といふことを論へるよりひたすら分け難きわざとなりて漢字漢音に深き覚ある博士ならでは其の道に迷はぬことのなきことゝはなりぬ。

今字音仮名遣を普通教育に用ゐて少年に其の楽を学はしむるの可否は教育家の打ちすておくべきにあらざる問題なり。

御答 其ノ楽ヲ学バシムルヲ可ナリトオモハル 委シク

ハ下条ニ申スベシ

何故に様又要用の漢字をヨウ、エウ、又ヤウと仮名にて書くか 其の易きに由るなり さるを様ならばヤウとし要ならばエウ用ならばヨウとすべしといはば漢音漢字を知る人ならではわけかたきわざなり さる人は初より様又是要用の真名を書くとす易しとすへけれ 仮名に書くの必要はなし 況て要の字も今の支那音はヤウにてエウにはあらず 音博士の古伝も強ちに信ひ難きをや 是一問なり

御答 (様ならばヤウとし要ならばエウ用ならばヨウとすへしといはば漢音漢字を知る人ならではわけかたきわざなり) 様ノ字ハ佩文韻府ニ従ルニ二十三漾ノ韻ニ会スル字ナレバ障帳ト同ジク様ト書クベキヲヤウト書クハ次音ナリ

用ノ字ハ同書ニ従ルニ二宋ノ韻ニ属スル字ナレバ重供ト同ジク用ト書クベキヲヨウト書クハ是モ亦次音ナリ 要ノ字ハ同書ニ従ルニ二蕭ノ韻ニ属スル字ナレバ朝喬ト同ジク要ト書クベキヲエウト書クハ是モ亦次音ナリ 以上ハ從テ云フ

然レバ様用要ハ並ニ次音ナリ 然シテ様用ハ漢ノ次音ナリ 要ハ呉ノ次音ナリ 支那字ニハイヅレモ一字ニツキテ漢音アリ呉音アリ漢音アリト心得ズバアルベカラズ 然シテ其ノ漢呉異ノ三音ニ各原音次音単音アリト心得ズバアルベカラズ 然ルトキハ字音ニ仮字ヲ施スコトハ専門ノ学ニ入ラズバ能ハザルコトナリ 仮令バ

漢音	ユ	要	ユ
ヤウ	イ	異音	ユ
イヤウ	エウ	イ	ヨウ
	エウ	イ	ヨウ

要ハ古クハ多ク呉音ノエウヲ用キ後世ハ多ク異音ノヨウヲ用キル

要ノ字ノ音ハ上件ニ云ヘルガ如クナルヲ此ノ要ノ字ト同

韻ニ韻府ニ掲ゲタル朝喬ノ字ハ

漢音 タウ チヤウ	朝	異音
吳音 チエウ テウ ツ		

朝ハ古クハ多ク吳音ノテウヲ用キル

漢音 カク キヤウ	喬	異音
吳音 キエウ ケウ ク		

喬ハ古クハ多ク吳音ノケウヲ用キル

斯ノ如ク漢吳同音ナルカラニ韻府ニハ要モ朝モ喬モ蕭ノ韻ニ改メ略韻ニシタレド韻鏡ニハ要ハ外転第二十六合ノ去声ノ笑ノ韻ニ収メ朝喬ハ外転第二十五開ノ上声ノ宵ノ韻ニ収メテ其類ヲ別ニセリ 是古韻ノ區別ナルヘシ 然

ルヲ韻ノ数ヲ減シタル故ハ支那ハ代々ヲ経ルマ、ニ音ノ転シ来リテ要モ朝モ喬モ共ニ同韻ニ収メタルモノナラシ 後世ノ韻鏡ハ支那ノ改マルニ從テ第廿五転第廿六転並ニ開音ニ改メタレバ既ニ掲ゲタルガ如クナレド享祿ノ韻鏡ニ拠ルトキハ此ノ如シ

漢音 ユ ヤウ ユワウ	要	異音 ユ ヨウ ユラウ
吳音 ユエウ ユウ		

要ノ字ヲ合音ニ呼ベバ斯ク呼バル 是古キ音ナリケリ

然ルヲ後世開音ニ呼ブコト、ナレレバ前条ノ図ノ如キ音トナレルナルベシ 斯ノ如クムツカシキ事ナレバ専門学ニアラザレバ能ハズ 然ラバ字音ノ板字遣ハ棄テ学バザル可キカ如何 此ノ事ハ次下ニ愚存ヲ陳述スヘシ

御下問ノ此ノ条ニ(要の字も今の支那音はヤウにてエウにはあらず音博士の古伝も強ちに信ひ難きをや)トアルハ我ガ邦ニハ要ニヤウノ音ナケレバ音博士ノ古伝モ信ジ

難シトノ意ナルベケレド此ノ一条ハイカヰアラン 要ニヤウノ音アルコトハ支那モ日本モ同ジコトナレバコソ本邦ニテ支那ノ韻書ヲ用キタレ 然レトモ要ハ多ク呉音ノエウヲ古ク用キ来タリテ漢音ノヤウハ用キルコト少キニコソアラメ然ルヲ音博士ノ伝ノ信ジガタキヤウニノタマヘルハイカヰアラム 新撰字鏡卷三ナル要ノ字ノ条ニ伊妙反ト見エ類聚名義抄卷二ナル要ノ字ノ条ニ於笑反ト見エタリ

蝶をテフと書き法をハフと書くを仮名遣の法とするならば何故にチヨウ、ホウとは読むか 漢字のために我が仮名の正音を曲くるは仮名の本色に背くものなり 我国にはもと入声なし 故にテフ、ハフの音あるべきなし 支那音の拗曲なるを我國の穩和なる平音に移したるは即ちチャウ又はホウにそある ざるを仮名にて唐様に引直さんとするはいかに 是二問なり(古今集には法師をホウシと書けり)

御答 蝶ハ佩文韻府ニ從ルニ十六葉ノ韻ニ屬セル字ナレバキエフリエフ笈獵ト同ジクチエフト書クベキヲテフト書クハ次音ナリ
法ハ同書十七洽ノ韻ニ屬セル字ナレバシヤフキヤフ挿夾ト同ジクヒヤフト書クベキヲハフト書クハ次音ナリ 仮令バ

漢音	蝶	漢音
テフ		蝶
チエフ		異音
		タ
		タフ
		チャフ
呉音		
チヨフ		
トフ		

漢音	法	漢音
ハハ		法
ヒヤフ		異音
呉音		
ヒヨフ		
ホフ		
ホ		

斯ノ如ク葉ノ字ト漢吳同音ナルカラニ笈モ獵モ蝶モ葉ノ字ニ収メタリ 御下問ニ蝶ヲチヨウトアルハイカヰチヨフナルベシ
斯ノ如ク洽ノ字ト漢吳同音ナルカラニ法モ挿モ夾モ洽ノ字ニ収メタリ 我が仮字遣ノ法ハ是ニ從リテ蝶ヲテフ法ヲハフト書クナルベシ 然ルニ法ヲホフト云フハ吳ノ字

音ナリ 又ホウト書クハ単音ノホニウノ挿音ヲ加ヘテ
ホウト云フナリ 挿音ノウハ本邦人ノ音便ニ加フルモノ
ニテ女ヲ^{ニョ}女ト^{ニョウ}云フト同類ニテ和音ナリ 此ノ如クナレバ
蝶ヲ^{ニョ}チヨフト云フハ呉ノ原音、法ヲホウト云フハ和音
ナリ 但シ法ヲホウト云フハ多ク二字連声ノトキニ云ヘ
リ 仮令バ法師ノ如シ 法師ハ単音ニテ云ハバ法師ナル
ヲ挿音ヲ加ヘテ法師ト云フ 女房ヲ^{ニョバウ}女房ト云フガ如シ
然レバ蝶ヲ^{ニョ}チヨフト云フハ呉ノ原音ニテ正音ヲ曲グルニ
ハアラザルベシ 法ヲホウト云フハ和音ノ音便ノ一格ナ
リ

(我國にもと入声なし故にテフハフの音あるべきなし)
トアルハ実ニ然ルベシ 支那人ノ呼ブ入声ハ我が邦ニテ
ハ甘ク学ビ得ルコト能ハズ 故ニ蝶法ノ如キモ蝶法ト云
ヒテ彼ガ入声ヲ移セルナルベシ 然レバ蝶法ノ如クフヲ
添フルハ和音ナリ 然ルニ(支那音の拗曲なるを我國の
穩和なる平音に移したるは即ちチャウ又はホウにそある
ざるを仮名にて唐様に引直さんとするはいかに)トア
ルハ何ナルコトニ歎能ク會得シカタシ 其故ハ蝶ハ平水
韻ニハ葉ノ字ニ属シ韻鏡ニハ帖ノ字ニ属シタレバチャウ
ノ音トアルハ心得ズ 法ヲホウトアルハ御説ノ如ク和音
ナルコトハ既ニ述ヘタルガ如シ 然レバ法ヲホウト云フ
ハ唐様ニ引直シタルニハアラズシテ和様ト云ハ云フベ

シ

支那の音を矯めて国音に附かしむる時は国音のまゝに仮名を
遣ふこと古人の用例なり さればこそ困すをコウズとは書け
ともコンズとは書かず 柑子をコウジとは書けともカンシと
は書かず 九郎判官をハウグワンとは書けともハングワンと
は書かず 近世の字音仮名遣の説は此の用例と背けるはいか
に 是三問なり

御答 (困ずをコウズとは書けともコンズとは書かず)コ
ノ困ずヲコウズト書クハ困は舌内声ナレバコヌナルヲ音
便ニコウト云フナルベシ 柑子をコウジト書クトアルハ
如何 柑ハ唇内声ナレバ柑子カムジナルヲ音便ニコウジ
トコソイヘ 但シ柑ハ漢音ナリ柑ハ呉音ナリ 然レドモ
呉音ノコウハ用キザルヤウニオボユ 然ルヲ御下問ニ
(柑子をコウジとは書けどもカンシとは書かず)トハ如何
和名鈔医心方新撰字鏡等並ニ加牟之ナルヲヤ 又(九
郎判官をばハウグワントハ書ケどもハングワンとは書か
す 近世の字音仮名遣の説は此の用例と背けるはいか
に)トアルハ近世然ル仮名遣書ノアルニヤトイブカシク
オモハル 判官ノ判ハ舌内声ナレバハヌナルヲ音便ニハ
ウト云フハ古実ナリ 然ルヲハングワント教ヘタル書ア
ルニ至テハ実ニ驚愕ノ至リナリ

若し必漢字の正音に就くへしとならばチヨウ、テウ、テフ、

シヨウ、セウ、セフ、の類のみにあらずして古の音博士のわざに習ひキとクキとクエとをも書きわくへきも此は難きわざならずや 又音博士が紀長谷雄と発昭と同音とし芭蕉をハセヲと書きたるは漢音をそのまま写すためのわざなるも今の世に用ゐるへくもあらず 是四問也

御答 キヲクキと云フハ仮令バ歸ハ本邦ニテハ常ニハ単音ニキト云ヘド次音ハクキナリ 然レトモ今日ニ至リテ次音ノクキハ用キルニ及バザラン歟 ケヲクエト云フハ仮令バ華ハ本邦ニテハ単音ニケト多ク云ヘド次音ハクエナリ 然レトモ是モ亦今日用キルニ及バザラントオボユ

紀長谷雄ト発昭ト同音又芭蕉ヲハセヲト書クハ昭モ蕉モ共ニ外転ノ唇内声ニテ韻ノウハ和行ノ于ナレバ転ジテ昭蕉トナルナリ御説ノ如ク今ノ世ニハ用キズシテ可ナラン

侵はシムと仮名し安はアンと仮名すべしといへる説はいとも疑はし 現に支那音を学へる人の説に支那にて南音北音ともにかゝる差別はなしといへり 支那の今音の誤れるにて古音は我国に遺れりなとこの説あれども信ひ難し 是五問なり

御答 (侵はシムと仮名し安はアンと仮名すべしといへる説はいとも疑はし)トノ御説ハ其疑ハシトアル故ヲ知ラズ 侵ハ内転ノ唇内声ノ字ナレバシムト書カント当

然ナルベク安ハ外転舌内声ナレバアヌト書カント当然ナルベシ アント書クハアヌヲ撥ネタルナリ

(支那音を学べる人の説に支那にて南音北音ともにかゝる差別はなしといへり)トアルハ頗ルイブカシ 支那ハ古ヨリ今ニ至ルマデ南北ノ音ニ差異アルヘシ 漢音呉音ト云フモ即是ナリ 但シ此ニ云フ所ハ唇内舌内ノ別ナレバ南北ノ音ニハカ、ハルコト無シトオボユ

(支那の今音の誤れるにて古音は我国に遺れりなとこの説あれとも信ひ難し)トアルハ一トワタリハ然ルコトナリトモ云フベシ 然レドモ支那ハ度々ノ革命ヲ経タレバ音ノ転ゼルコトモ亦多キ理ナリ 本邦ハ革命ノ事ナケレバ其ノ伝ヘタル字音ハ支那ノ古音ノ真ナリトハ云ヒ難カルベキモ其ノ音韻ノ古キ姿ハ今ニ伝ハレリト云ヒテヨロシカルベクヤ

余は普通教育の為に久じきこのかた此の問題を思ひたり 諸君余が為に八重の狭霧を払ひ給ひなは此の上の喜はあらしさりながらジヨウとヂヨウ、クワンとカン、クワウとコウ、ワウとオウとの別の如きは発音の上に明かにけぢめあれば(或地方を除き)仮名を誤らざるへきは論なし 又我が固有の国音にはあらで一地方の訛音は(東京にてひとし)とを混し東北にてゆとすとを混し南方のひとふとを混するがことし)其誤れるかまゝに任すへくもあらず

御答 (ジヨウとヂヨウ、クワンとカン、クワウとコウ、

ワウとオウとの別の如きは発音の上に明かにけちめあれ
ば仮名を誤らざるべきは論なし) トアルハ勿論ノコトナ

ルベシ 但シジヨウとヂヨウノ如キハ東国人ハ云ヒ別ク

ルニ難ケレバ学バザレバ誤ルベシクワントカントハ開合ニ

テ區別シ来レリ 仮令バ観音ノ観ハ合音ナル故ニクワ

ント云ヒ寒中ノ寒ハ開音ナルガ故ニカント云フ類ナリ

此ノ如クナレバ学バザレバ能ハズトハ云フナリ 但シコ

レハ支那ノ用ニハアラズ本邦ノ用例ナリ 然シテ此ノ開

合ノ別ハ加行ノ音ニ限りテ此ノ如ク云ヒワクルヲ例トシ

其他ノ音ハ然ラズ 仮令バ桓クワン 歛クワン 共ニ原

端ツワン 潘ツワン トハ云ハズシテ端クワン 潘クワン 共ニ次

合ニテ原音次音ヲ云ヒワクルハ独リ加行ノ音ノミト云フ

モヨロシカルベクオボユ 但シ前件ニ云ヘル歸華ノ類ハ

合音ナルモキケト定メタラン方便ナルベクヤ 次ニク

ワウとコウト、アルハ穩ナラズ クワウとカウト又クワ

ウとコウト、アルベキ歟 但シ是モ既ニ云ヘルガ如キ本

邦ノ用例ナリ

次ニワウとオウト、アルモ穩ナラズ ワウとラウト又ア

ウとオウト、アルベキ歟 然シテ是等ノ音ハ御説ノ如ク

発音ノ區別明瞭ナレバ仮字モ亦明瞭ナラズバアルベカラ

ズ

(東京にてひとしとを混し東北にてゆとすとを混し南方
にてひとふとを混ざるがごときは其の誤れるがまゝに任
すべくもあらず) トアルハ尤然ルベクオボユ

以上御下問ノ条々ニ從テ愚案ヲ述ブルコト此ノ如シ 但

シ小生ノ之ヲ教授セントスルニ就テ思フ所ハ小学校ニ於

テハ字音ノ單語大略二百語許ヲ作りテ仮令バ東京王子ノ

如キヲ知ラシムベシ 是ハ幼稚ノ時ヨリ文字ニ仮字用格

ノアルコトヲ知ラシメテ口ニナラサシメンガ為ナリ 然

ルヲ又小学校ニ於テハ字音ノ仮字遣ハ知ラシムルニ及バ

ズトセバ字音ノ單語ヲ教フルノ設ハ無クテモ可ナルベシ

然レドモ成人ノ後字音ノ仮字ヲ知レルヲ便宜ナリトセ

バ先入師トナルノ諺モアレバ幼稚ノ中ヨリ早く知ラシム

ルヲヨシトスベシ 然ルヲ又或ハ字音ノ仮字ハ法則無キ

モノト教フベシトスル説モ出来ラン歟 是ハ小生ハ取ラ

ザル所ナリ 若シ小学校ニテ教ヘザランニハ唯放擲シテ

措ク方ヨロシカルベシ 中学以上ニ至テハ世間尋常通用

ノ字音仮字ハ教授シテ然ルベシトオモハル 然レドモ是

モ亦教授ニ及バズトスル論多カラバ教ヘズトモアリナン

若シ小学校ニテ字音ノ仮字ヲ教授セントナラバ其ノ方法

ハ文字ノ漢音異音異音ト其ノ各音ノ一方ニ偏セズ普通所

用ノ音ヲ取テ 漢吳ノ両音ヲ常用キル字 仮字ヲ定ムベシ
アラバ両音ヲ用キルベシ

仮令バ東ハトウヲ取テツウヲ省キ中ハツウトウヲ共ニ
省キテ中略和音ノチウヲ取り公ハコウヲ取テクウヲ省キ
木ハボクモク共ニ普通トセバボクモク並ニ取ルガ如クシ
テハイカゞ 又恐ハキヨウヲ取テキユウヲ省キ松ハシヨ
ウヲ取テシユウヲ省キ宗ハソウシユウヲ取テシヨウスウ
ヲ省クガ如クシテハイカゞ

又神ハシヌジヌ並ニシンジントシ民ハビヌミニヲ一ツニ
シテミントシ金ハキムコム並ニキンコントシ心ハソムヲ
省キテシムヲ取リテ之ヲシントセバ頗ル便利ナラン 此
ノ舌内声唇内声ノヌニムノ韻ハ総ベテントシテ妨無カル
ベシ其ノ故ハンハ喉舌唇ノ三内ニ通ズル字ナレバナリ
御下問ノ条々ニ対シテ愚意ヲ述ブルコト此ノ如シ
明治廿七年六月十六日

黒川真頼

(四) 字音仮字づかひに就いて井上文部大臣の

問に答へ併せて愚案を述べ

我国の仮字は一字にて一音を現はす故に彼の印度の悉曇歐洲の「アルハベット」の如くに連声法を学び綴字法を講習する必要なければ普通教育の上には至極便利なり されど少しく進

んで言語の成立音韻の転化等を講習するには不便を感ずることあり 其は如何といふに今日の国語は漢語を交ふこと多きが故に屢々父音を現はす必要あればなり たとへば国家といふ詞を仮字にて書くにはコクカ或はコツカと書くより外に仕方なし 普通にはコツカと書けとこは正しき仮字にあらず 国家は羅馬字にて書けば *National* (コクカ) なれば寧ろコツカと書くを適当とす 然るにこの場合にて小く書きたるクが如何なる音を現はすかまたコツカとツを用ひて之を現はすと如何なる差別あるか ことは少しく音韻の学に通じ羅馬字の如き文字を知るものならではその別を知ること難からん この類の詞は普通の言語文章に頗る多し 鉄砲骨董相等の如き字音の詞を精密に書き現はし或は言語の成立音韻の転化を説明する時などには仮字にては不充分にして羅馬字の必要を感ずること屢々なり されとこれらのことは概ね皆な学説上に属することにして實際応用の上にはいさゝか不便を感ぜざるのみならず彼のむづかしき連声法綴字法を学ぶに非れば使用する利極めて大なり

第一問に答ふ 教育の上にて字音の詞を仮字にて書くはその易きが為なり 然るに様、要、容、葉等の如き字音の詞をヤウエウヨウエフと仮字にて書き分けんには先づ其の本字の正しき音と意義とを詳かにせざるべからず ことは頗る煩はしく

して寧ろ其本字を用ふるを便とす。かくては教育上仮字を用ふる原則にも背くものなり。されとその困難を冒し煩はしきを忍び実用上の便不便をも顧みずして字音の仮字つかひを正しくする所以は言語学上詞の歴史を知り字音の変遷を考ふるに必要なればなり。相といふ字音を今は宰相といふ場合にはシヤウ人相といふ場合にはソウと発音すれども相模相樂等の如き地名の場合には之をサガと読ませたり。之に因りていしへ相字の音には^ソの響きありしことを知るべきなり。支那の言に^ソと鼻音のつまるものは大抵我が国音にては通例ウとのみなれるが相をサガと読ませたるなどは明かに^ソのウとなりたることを証拠立つるものなり。

次に要字の今の支那音はヤウ（委しく云へばヤオと書くべきか）にてエウにはあらず音博士の古伝も強ちに信じ難しとの御説はおのれもしか思ふなり。然れども我が国にて古来要字の仮字をエウと書き来れるは当時の人の聞き誤り或は言ひ誤りを伝へたるか或は他に原因あるかこれも音韻の転化などを考究する上にてその源を探るは面白き業なり。今の支那音に違へばとて強ちに棄つべきにもあらざらん。何となれば疑はしきところは更に研究すべきところなればなり。

第二問に答ふ。蝶をテフと書き法をハフと書くを仮字つかひの法とするならば何故にチヨウ、ホウとは読むか。我国にはもと入声なし故にテフ、ハフの音あることなし云々。おのれ

思ふにテフ、ハフをチヨウ、ホウと今日読むは音韻の転化にして大和詞の中にもかかる類あり。また我が国にもと入声のなかりしは事実なれども漢字伝来の後留学生などの派遣せられし頃にはこの入声もありたりしが如し。そも、大和詞は孰も母音にて終る故にいしへ入声のなかりしは明らかかなり。されども上代の人が入声を発音し得ざりしにはあらざるべし。初め留学生などを支那に送りて正則の漢文学を修めしめたりし頃には音博士などもありたれば能く入声の音をも発音したりしならんと思はる。そは今日洋語を正則に学びたるものは大抵その所修の洋語を正しく発音し得るが如くなればなり。またタユタフといふ国語を現はすに絶塔を用ひ爾布といふ地名を現はすに入野を充てたるが如きいにしへ入声をも正しく発音せし証として頼るべきなり。さてテフ、ハフをチヨウ、ホウと発音するは、恋ひ思ひ戦ひなどを恋ひ思ひ戦いと発音し恋ふ思ふ戦ふを恋う思う戦うと発音するにひとしくこは音韻の転化にして怪しむに足らざるなり。

我国語になき音は苦んで之を発音せずなるべくわか国音の近きものに直して行はんとするは新らしき外国語を自国語に同化さする一法として考ふべし。既に久しく国内に行はれて殆ど国語となりたる外来語の発音をも改めて純粹の国語風に直さんとするは無用の骨折ならん。しかず普通教育上並に実用上に弘く行はるべき仮字書きの方法を定めんにはその方法に

就いての愚案は最後に之を述べんとす

第三問に答ふ 字音の詞を和文の間に交ふるには其の音を柔らめ音便の仮字にて現はすこと古来の通例なりとす たとへば法事ハツクをホウジとかくが如し これぞ今日普通教育の上に応用すべき最簡便の良法ならん

さて近世の字音仮字づかひの説は古来字音の詞を仮字書きにしたる例と違へるはこれ近來字音仮字づかひをも純粹なる大和詞の仮字づかひと共に正しくせんとするに因るならん 古人は実用を主として音便の仮字を用ひ近來は學問の進歩したる結果として學理上より字音の仮字をも正しくせんとするなり おのれは學問上には正しき仮字づかひを存し日用には音便の仮字を用ふるを便なりと思ふ

次にチヨウ、テウ、テフ、シヨウ、セウ、セフの類よりキとクキ、ケとクエとの別などを書き分つことは非常に困難なれどもこは前にも述べたるが如く全く専門學者のする業なればその難易の如きは問ふところに非ず 偏へにその精密ならんことを望むべきなり 随てトウ(東)のウとヤウ(要)のウとは其の原音を異にすれば之が區別を正しくして東はトウと書き要はヤオと書くべし 苟も漢字音を正さんするからには出来るだけ委しく正さざるべからず また之を正しくせんには單に仮字書きにする時のみならず之を發音する時も書く時と同様の區別を為さるべからず 即ち漢文講読の際には正しく

發音せざるべからず 然れどもこは独り今日の字音學者にのみ為さしむべし 教育上に應用せんことは到底望むべからず もし幾ばくの困難を侵しても字音仮字づかひを正しくせんとならばおのれは寧ろ今日の支那音を教へて漢字を直讀せしむるを便なりと考ふ これ今日非常の困難を凌いて漢字の發音を正しその仮字を正すとも語學上字音の変遷に關して多少の利益を得るより外に實用上には其の勞を償ふほどの利益あることなければなり 然るに今日の支那音を學ぶときは學問としては漢文學の真味特に詩賦等の妙味を感得しまた應用上には支那人と對話し或は白文を容易に讀み得るに至るべくまた仮字づかひの如きはおのづから正しくすることを得るなり その効あに大ならずや 而して漢文學教授の上にかくの如き改良を為すには教師の不足なるよりして到底行はれ難しといふものあるべけれど実効の少き字音仮字づかひを正しくせんとする程なれば敢へて難しとはいふべからざるなり 現在の有様の如く漢字を多く讀み書きする漢學者はその字音のことに注意せずして之を扱ふことの割合に少き一種の國學者のみその音のことに注意するやうにては教育上その流行を望むことの無理なる木に縁りて魚を求むるが如しとやいふべからん 故にひろく之を行はんとならは天下の漢學者をして先づその發音を正しくせしめざるべからず 然せんには今日彼れらに新らしく支那音を教へて習熟せしむるとその勞力難易の

点に就いては大差なかるべし。これおのれは寧ろ支那音を教ふるを便なりといひし所以なり。

ンとムとの別はいにしへ我が国にて漢文学を正則に修めたりし頃には確かに存在せしなり。今日その証跡として観るべきは印南をイナミ今遺金コムをイマカヘリコム信濃をシナノ乱今可聞をミダレコムカモ難波をナニハに宛てたる類を觀て知るべし。されど大和詞には父音を重ぬることなくまた之を現はす仮字もなければmにて終る支那音を書きあらはすには仮字の中に最もその音の相近きむ即ちmuを用ひnにて終る支那音を現はすにはひとしくぬ即ちnuを用ひたるなり。前に挙げたる例に因りて考ふればたとひ古人はmとnとを正しく発音せざりしにもせよ、正しく発音せしにもせよ正しく之を用ひたりしなり。今日は支那にてもこのmとnとを區別せずとのこと事実ならんには思ふにmとnとは発音上極めて相類似せるを以て古は之を區別したりしも今日となりて區別せざるやうになりたるならん。発音の変遷はいつれの国にもあることにてmとnとの別のなくなりたるが如きはさもあるべく思はるることなり。

さて今日我が国にて字音仮字づかひの上にmとnとの別をなすは少くとも我国の地名などに用ひたる漢字とその讀方とを考ふる方便ともなりて専門の語学上には無用にあらざるべし。

字音仮字づかひ改良案

前に述べたるが如く字音の仮字づかひを正しくすることは學問上の必要あれども之を學ぶは漢字を學ぶよりも困難なるが上に漢字を學びたる後ならでは學ぶこと能はざるなり。我國にては漢文学を正則に講習したりし程こそ字音の發音も正しかりけめ今日となりては發音の不完全なるよりして同音異義の文字多く且つまた同一字にして漢音異音唐音の別ありて其の音を二三にすればたとひその字音の仮字づかひを正しくしたりとも之を見る者はその前後の文意用語の關係より其の本字を推測する外には専門の學者と雖もその仮字を宛てたる本字を知ること能はざるなり何となればカウと書きて字音の詞を現はす時はこの仮字に相當する漢字に香孝更講考膏の類ありまたコウと書けばこの仮字に相當する本字に功后公候口紅厚拘等の別あればなり。されば後會コウクワイと公會コウクワイと功業コウゲツと工業コウゲツとの如き或は公裁と後妻と口才と公債との別の如き或は公使と公私或は工事と公事との別の如きは到底仮字にて之を現はす能はざるなり。かくの如く同音異義の詞は雲蜘蛛橋箸端クモクモハシハシの如く大和詞の中にもありて之を區別するは前後の文意用語の關係より推測するより外に詮方なきものなれば決して憂ふるに足らずという者あれど大和詞の中にはかくの如き詞極めて少くして漢字の中には極めて多きなり。而して推測に因り字音の仮字にて書きたる詞を知ること易ければ不都合なしといふも

のあれどこは分らぬ説なり 何となれば字音の仮字を正しくせずとも大抵その本字を記憶せる程の者なれば能く其の文字を解し得ればなり また字音仮字づかひを知らざれば古書を読む時に不都合なりといふ者もあれど古書の書き方には仮字つかひを誤りたる者多くまた字音の詞を現はすには音便の仮字を用ひたるが多し 故に平安朝以来の物語日記等を読まんが為には字音仮字づかひを学ぶ必要なきなり

それ文字は思想をかきあらはす道具にして知識を運ぶ車なり 故になるべく書き易く見易きものを使とす 而して普通教育にては国民として日用欠くべからざる知識を与ふることを専一とするなり 然るに字音仮字づかひの如きは前に述べたるが如く最も有用には遠きものなり 之を学ぶもその益するところ極めて少し 然れども漢字は点画複雑にして書き難く覚えかたければ仮字は簡単にして書き易く見易きが故に字音の詞を仮字にて現はすことの必要な場合極めて多しとす かかる場合には如何なる仮字を用ふるもその心のまゝに放任して顧みざらんかその不規律なることいふまでもなからん 蝶をテフと書く者もあらんテウと書く者あらん或はチャウと書き或はチヨオと書く者もあらん其の執を用ふるとも用語の關係より推測する時は大抵その全文の意を解するには殆ど不都合なかるべしと雖も同じ漢字の音を仮字にて現はすにかくまぢくにては生徒の為に迷を起さしめ教師の為に困難を感

ぜしむるのみならず如何にも不体裁にして国語教育の不完全なることを示すものなり 教育上あに之を放棄すべけんや さて教育上便宜の為に字音仮字づかひの法を改良して簡易ならしめんには先づいかなる根拠に因りて之を定むべきか 次には如何なる方法に由りて之を實行するかを講究せざるべからず

おのれ思ふには字音の詞を仮字にて現はすには古来の習慣(音便の仮字を用ふること)に随ひ普通の発音に最も近き読みこゑの仮字にて現はすを使とす たとえば法事の正しき仮字はハフジなれども之をホウジと書き王子の正しき仮字はワウジなれども之をオウジと書くが如し この場合に法事はホオジと書き王子はオオジと書く方一層適切にして見易しといふ説もあれどこれは古来の例にもなき書き方なればおのれは先例に随てオの代りにウを用ふるを妥当なりと考ふ されどウの代りにオを用ふといふ説も字音仮字づかひ改良の一説なれば充分考究の上多数の者の便とする方に一定すべきなり 字音の仮字づかひに困る者は普通教育の生徒のみにあらずが教師たる者も困りまた漢字を講究することを専門とする漢學者といへどもこれには困却せる者多きが如し 故に簡便なる方法に一定せばその行はること蓋し疑なからん ウとオとに就いてその執を用ふるが便なるかは二三学校の生徒に諮問しても知るべし これだに一定せば更に実行の方法を講ずべ

きなり 而して茲に注意すべきは今日我が国の或る一地方のみにても現存せる正しき漢字音はそれを表準として他の誤れるものを正しくせしむべし たとへばカとクワとの別ヂとジとの別の類は勉めて其別を明らかにすべきなり

かくの如く其の根拠を定め其の表準を定むる時は容易に字音の詞を仮字書きにすることを得て漢字を学ぶ折などには便利少からざるなり

さて之を実行する方法は文部省より全国の普通教育に従事する者に訓令して教授の際にはすべてこの方法に拠らしむるか或は大匠一己の意見としてこの法によらんことを勧告せらるべし 語学に熱心なる者或は専門の学者等はその正しき仮字を用ひて新定の法に随はずとも多数は必ず便として其の法に随ふべし 而して字音仮字づかひを主張する者は或はいはん字音仮字づかひを煩はしとてこれが簡便法を定むる程なれば何故に一方に於いては大和詞の仮字づかひを正すかこれもまた簡便法に随ふべきものにあらずや これ大和詞の仮字づかひも字音のもの之を学ぶ難易の度に差別なく必要の点に異同なしと思へるより起りたる僻説なり 大和詞の仮字づかひは之を学ぶにさほど困難なきが上に歌文を読むに必要欠くべからざること漢字音の仮字づかひとは同日の論にあらざるなり たとへば「もゆるおもひ」と書くべきを今日の読みこゑの如く「もゆるおもひ」と書きては一向に興味なきのみならず何の意

なるかを解すること能はざるなり また扇をあふぎと書けばこそあふぎものなる故にしか名づけたることをも知りまたあふぎといふ動詞より転化せることをも知らるれ之をおうぎ或はおおぎなどゝ書きては何の興味もなきなり これら一二の例を見ても大和詞にはその仮名づかひを正すの必要なことを知るべきなり

以上は字音の仮字づかひに就いて問はせ給ふことどもに答へ奉り併せておのれが意見をも述べたるなり 終りに臨み普通国文の体裁を整ふることに就いていさゝか愚案を述べ御参考

に供さんとす
今日の国語は日本化したる漢語の多数を含めり 故に平生吾人の使用する普通国文にはおのづから仮字と漢字とを交へ用ふるなり 之を悉く仮字書きにせんには字音の詞ありて不便少からざるなり さればとて漢字はもと仮用したるものにしてその点画多きが故に書き難く字数多きが故に覚え難し また書きたるところも漢字の多きは国文として頗る不体裁なり 然れども古来慣用したることなればその不体裁を怪しむものなくまた今日俄かに之を改むることも能はざらんそはかの仮字の会の振はざるを見ても知るべきなり さておのれは国語の独立を保たんか為め国文の体面を維持せんがため国民をして独立の精神に富ましめ一致結合の念を固くせしめんか為に普通国文の中より次第に漢字を減却して終には仮字のみを

以て文章を書かんことを望まざるを得ず 而してその国文をしてこゝに至らしめんには世人の不便を感じるが如き急遽なる改革を避け長き年月を費して漸々に改良の方便を旋らさざるを得ず この終極の目的に達せんには漸々に漢字を減却するより外に良方とてもなかるべし さては如何にして漢字を減却すべきかといふに一方に於てはなるべく漢字を用ひずとも不都合なき詞は悉く之を仮字にて書きまた他の一方に於ては仮字の綴り方に注意してその詞をなさしむることを工夫せざるべからず いま日用普通の国文中にて漢字を用ふるの必要なくまた之を用ずともさほどの不便を感じざる詞はわが国固有の詞にして助辭動詞形容詞副詞感動詞接統詞代名詞及び名詞の中なる普通名詞等なりとす これらの詞の中にて慣用上寧ろ漢字を用ふることを多少便とするものは普通名詞のみならん たとへば春夏秋冬日月雨風等の如き詞は多少の教育を受けたる者は概ね仮字よりも漢字の方を便とすべし また漢字ならでは實際の用を欠き或は特に不便を感じるものは総べての字音の詞固有名詞の類のみならん 因りておのれは漢字排斥の第一着手としてこの二種の詞の外はすべて仮字書きにするこそよけれと思ふなり 而して之を実行する順序は先づ普通教育の上に用ふる教科書及び学生の作文をしてこの規約に依らしむるを便とす かくて漸々に漢字の使用を減却する時は年月を経るに随ひ全く漢字を交へずしておのづから独

立の国文体を具備するに至らん これおのれが平生我が国文の為に希望してやまざるところなり

明治二十七年六月

高津 鋏 三郎

(五)

歴史倫理などの学科は科学として見るときと普通教育中の科目として見るときとは相違あるべき事もとより言を要せず 予は我が国語の文法に於てもまた当に然るべしと思へり されば去る明治廿五年二月発行の雑誌「文学」紙上に於て専門家の文法と普通教育上の文法とを区別すべきを述べその一節に仮字遣ひの事に論及して「漢字の音に至りては許す限りは約束を設けたし 甲州の甲^{カウ}孝行の孝^{カウ}皇后の后^{コウ}因業の業^{コウ}の類また斗^ト升^{シヨウ}の升^{シヨウ}正月の正^{シヤウ}大小の小^{セウ}妻妾の妾^{セウ}の類みなその仮名を異にするが如きは専門の学者ならでは誰れか能くせん 専門の学者とてもなほ屢々之をあやまる事あるべし」といひし事あり 今之を敷衍して下問に答へ奉らんとす 点画の複雑なる漢字を学ぶはもと容易の業にあらず されども甲孝后業升正小妾の字音を正確に書き分くるを学ばんよりは寧ろ漢字その物を学ぶの容易にして且つ利益多きを扱ふに若かざるべし 字音を学ぶの困難なるは今さら喋々を要せざるべしといへども尚一言せん 予が大学に在りしとき字音を

学びし師木村正辞氏は常に韻鏡は十八年の業といはれたり
古人もまたまつ華音を学び然る後四声明むべし七音弁ずべし
といへり 国語の仮名遣に於てもいぬ、おを、えゑの類を区
別するは既に一の難事にして之を学ぶにつきては今はたゞ紛
るへき仮名の中数の少き方を暗記し他は推測するの方便ある
のみ 是れ実に難事なれとも御国言葉の已むを得ざる困難と
して堪へ得べし されと字音仮名遣ひに至りてはこの多忙な
る世の中に之を学ぶが如き閑日月なしと断言するの外なし
さて非常に辛苦して正しく字音仮名遣ひを学び得たりとして
もその効用は果して何処へあらはるべきか(専門学者の事は
もとよりこゝには言はず)試に東北の国よりはじめて上京す
る学問なき旅客にむかひ「わうじ」と標示ある停車場の名を問
へこれを「おーじ」と読み下し得るほどの人ならば彼れは確か
に尚一層容易く「王子」の漢字を読み下し得る人ならん また
王子の二字を読み得ざるほどの人ならば彼恐らくは「わうじ」
をも「おーじ」とは読み得ざるべし 而して王を「わう」と書す
るはもと是れ翁、奥、押等の字音と区別せんの必要より出で
たり またかの傍訓新聞といふものに就きても漢字交りの本
文を読む人は読下の際漢字に如何なる振り仮名あるかは殆ん
ど全く注意せず却りて之を目障りなりとせん また振り仮名
に依頼して読む人は「わう」「おう」「おふ」等を正確に区別せ
ずとも充分に本文の意を了解すべし されば従来の字音仮名

遣ひは普通教育の上にては全く無用のものといはざるべから
ず

漢字を全廃する場合とならばいざ知らず今日のありさまにて
は格別屈なる熟語などにあらざる上は漢字を用ひて事足れ
り たゞ漢字を知らざるもの及び漢字を学ばむとする児童の
為めには別に方法を講せざるべからず さてその方法は従来
の字音仮名遣ひは凡べて之を普通教育より以上の研究にとゞ
め語学の専門家及び教育に考案ある人々を会して新たに簡便
なる字音仮名遣ひの約束を議定せしめ之を普通教育に用ふる
にあり

近頃西洋の文字を邦語に写すに当りBとVとを区別しベルリ
ン(Berlin)ヴェニス(Venice)とやうに書する事多く見ゆ
かゝる区別は如何にも必要ならん されども御国言葉のい
ぬ、おを、えゑ、じぢさへ発音の全く混じたる今日に当りか
くの如く煩細なる区別を更に普通教育の上に輸入するは熟
考すべきことなり この方針にて一步を進め「ローマ」のロ
(Rome)とロンドン(London)のロとまたミルトン(Milton)
のルとベルリン(Berlin)のルとを区別し更に進みてアダム
スミスといふ人名はもと(Adam Smith)なるが故に頭のスト尾の
スとを区別すべしといふに至りては豈煩しからずや是れ外国
語を学ぶ点よりは勿論美事といふべからん されども之を日
本化せしめて簡便にすることは教育上甚だ益あることなるべ

し 従来の如く字音仮名遣ひを正しくせよといふは上に云ひし外国語にvとbとの区別を云々すると同一性質の論にしてこれよりも更に困難なるものとす かくの如く従来の字音仮名遣ひといふものは普通教育に於ては根本より無用のものと思考するにより下問の細目には答へ奉らずただ大体を述ぶるのみ

明治廿七年六月五日

三 上 参 次

(六) 字音仮字遣御下問ニ付左ニ愚見申上候

第一問については

字音を仮字にかく必要は如何なる字にても全くなしとは定めがたく現に河名橋名などには種々の字の仮字にて書きたるもあるやうなれば矢張仮字にても書かるゝやうに仕りたし

第二問については

我が国には入声はなしとて支那の字音を書くには矢張その区別の必要はあるべし 今蝶をチョウのことと呼ぶ故にテフと書くを無益とする時は伊為衣恵於乎の仮字もいキエエおラの中孰か一個に定めんの論も起るに至るべし 然る時はその勢は国語の仮字の上にも移るべし

第三問については

柑子をカウジと書くは法師をホウシと書くと同様にこれ音便なり 音便は字音のみならず神戸をカウベと書くたぐひ

国語の上にもある事なり

第四問については

キとクキとの区別のごときは実際おこなはれても居ぬ事にて御下問の通全く無用の事なるべし

第五問については

唇内、舌内の区別も実際おこなはれても居ぬ事にてこれまた御下問の通全く無用と存候

附 言

字音の仮字遣の事は先年仮字会にても種々の議論ありし事にて新奇に仮字遣を制定せんとせし論者もありしかども制定しても矢張学ばねばならぬ事にもあり且は古来の作法は一朝に更改すべからずとて新定の説は止みたる事もあり。愚案にては新定よりも矢張古典に基きて輕便なる字音仮字遣の教科用書をつくり何人にても容易に會得せらるゝ様致度と存候 (凡そ一週間位にて會得せらるゝ様にせば格別の時間にてなければ新定の急変説よりも穩当ならんかと存候事に候) 且その教科用書も格別の困難もなくて出来可申歟と存候

外山正一殿

物集 高見

三 歐洲諸国に於ける綴字改良論

(明治二十八年七月)

上田 万年

『太陽』(明治二十八年七月号)に發表されたもので、歐洲諸国の綴字改良問題の歴史を述べ、我が国における仮名遣い問題の解決の参考にしようとしたもの。上田万年(一八六二—一九四二)は西歐の近代言語学を日本に紹介した言語学者で、東京帝国大学教授、文部省専門学務局長、東京帝国大学文科大
学長、神宮皇学館長、国学院大学長。国語調査委員会委員、
同主事、臨時仮名遣調査委員会委員、臨時国語調査会委員、
同会長。

新文字論、今や再び世に出で来りぬ。新語法論、亦漸々卓見ある和学者によりて唱へられんとす。思ふに後者に対しては、かたくななる守旧論者の外は、左程に不承知をいふ者あらざるべし、そはむしろ同範圍内の變更に止る者なればなり。然れども、前者に対しては、議論百出、到底一朝一夕には其歸定する所を知り難からむ、こは必ずしも学説の如何のみが、其命運を支配すべきにあらずして、同時に亦実業家の所謂今の間にあふ事、及び其結果たる利益問題、これに伴ふべ

ければなり。

予は今茲に此等の論点につき、予の意見を吐露する者にあらず。予は単に歐洲諸国に於ける綴字改良論の顛末を述べて、聊か以上の大問題に干係ある諸君子の一覽に供し、併せて予輩が早晚履まざるべからざる経歴の、前途を照す燭光たらしめんとす。予は仮りに、第一以太利亞。第二西班牙。第三葡萄牙。第四仏蘭西。第五荷蘭。第六独逸。第七丁抹。第八瑞典。第九英吉利等の順序を取るべし。

第一、以太利亞に於ける綴字改良。以太利亞の綴字法は、殆ど完全の度に達したる者なり。こは十三世紀の始めに、タスカニーの天才、ダンテによりて其国語一定せられし頃より、既に其基礎を得たる者にして、ダンテは羅匈語の転訛せる各洲の方言中より、其最も善き元素を選択して、茲に一標準語を規定し、さてこれを筆に写す折には、出来べきだけ精密に、其発音に拠りたるなり。かくの如くして、爾後の学者も、亦十六世紀に設立せられし種々の文学的アカデミーも、羅匈語を標準とする語源的綴字法には毫も注意せざりしなり。其後此綴字法に殊に注意せる有名なる学者には、レオナルヂサルビヤチ(Leonardi Salviani)とベネデットブオンマテイ(Benedetto Buonmattei)とありて、前者は千五百八十四年に一書を著はして、羅匈語の aptum dictum より転訛して出て来りたる、apto dicto の綴りをば、当時の発音通り

atto ditto と書く事に定めぬ。後者は又千六百四十二年に、其文典を出版せしが、其後有名なるクルシカのアカデミーによりて採用せられ、此時より希臘より入り来りしφの字の代はりにfの字を用ゐて、*folosofa*, *ortografia* と書く事とせしのみか、人名地名をへも *Filippo Filadelfa* 等と書き、且つ又発音せざる文字は、凡て捨つる事とせり。仮令は *Scrispi* を *Scrisi*, *Psalm* を *Salm*, *Ptolomeus* を *Tolomeo* とせる上の、P音の如きなり。其後千七百三十八年に、以上のアカデミーにて、右の文典の増補改版ありし以後は、殆ど此上に変化なしと云ひても不可なきが如し。

第二 西班牙に於ける綴字改良。西班牙の綴字法も、以太利亞の綴字法と共に、先づは完全の度に達し居るものなり。此改良は、昔時西班牙の隆盛を極めし頃に、着手せられしものにて、吾人の記憶する所によれば、千四百九十二年頃に出版せられたる一書、其嚆矢ならんかと思はる。而して此書は、全く音標的綴字法を主張したるものなりしなり。次でかのコロンのブスの保護者として有名なる、フェルデナンド帝及びイサベラ皇后の朝の大学者、レブリハ *Lebrixa* は、猶一層其綴り方を簡単にし、之を秩序的にして一般に行はしめんと企てしが、其後三十種ばかりの綴字法競ひ出で来りて、かゝる美筆をも竟に曖昧模糊の中に終らしめぬ。次で千六百九年に出版せられたる *Ortografia Castellana* 書中に、マテオ、アレ

マン *Mateo Aleman* は、悉皆語源的綴字法を拒絶し、羅甸、希臘、ヘブリエー、阿刺比亞等の語も、皆一に西班牙國語の発音法に拠らざるべからずと主張せり。其後千七百十四年に、西班牙國語の標準語を制定せんが為に、西班牙語のアカデミー *Academia de La Lengua Española* 建立せられ、千七百四十四年に、第一回の綴字法改良案を発せし以來、千八百十五年の第八回目の改良案に至りて、アカデミーは尤も必要なる変更を認定し、爾後二十五年を経て、其綴字法は全国一般に用ゐらるゝに至りぬ。かくの如くして、現に今用ゐられ居る西班牙文字は二十八字にて、Wの字を除きての外は、大抵皆英字に同じく、唯茲には右の外に *ch*, *el*, *ñ* 等の、多少異りたる者あるのみなり。而して一字にして二個の価値を有するものは、Cの字唯一字にして、これとても勿論、一定の規則の下に、S又はKの如くに発音せらるゝなり。

第三 葡萄牙に於ける綴字改良。葡萄牙に於ける綴字改良は、近年教育に従する者の頻りに唱導し始めし所にして、彼等は綴字改良に関する特別の委員を選挙して、此事を協議せしめしが、其委員は遂に千八百七十七年に *Parecer da Comissão de Reforma Ortografia* にて、愈その決行に賛成する旨の報告をなし、かくして音標的主義に基く精密なる綴字法の、輸入を熱心に主張せり。これと同時に、右の委員は、かゝる改良は有力なる維持者を要すとの点に注意し、こ

れを王立学士会院に向て望み、よし其提出せる綴字法たらずとも、何にもせよ、学士会院これを選び、これを定め、これを決行し、併て文典の選定、語彙の編纂にまでも進むべしと、勸告せり。予輩は其後此運動につきて委細を知ること能はずと雖も、思ふにこれまた机の上に置れつゝある者ならんか、敢て此語学の専門家の示教を俟つ。

第四 仏蘭西に於ける綴字改良。 仏蘭西は第十六世紀に於て、其折まで用る来たりし旧法より脱却して、綴字法上一大改革をなさんとし、現に文法家ピエール、ド、ラ、ラメー *Pierre de la Ramée* 詩人バィフ、*Baif* 等が熱心に新文字を輸入せんと務めしにも関わらず、仏蘭西のアカデミーは、西班牙及以太利のアカデミーとは異りて、毫も其説に賛成せざりしのみか、却つて之に抵抗し、遂にその後二百年間は(たまにはポルトローヤリストの如き、有名なる教育の改革家の、此上に吐露せる意見もありしかど、概しては)諸人をして此事に再び思はしめざるに至れり。十九世紀に至り、此事再び社会の再考を煩すに至り、現にマール *Marie* の如きは、千八百三十九年に、尤も簡單なる綴字法を作りて、当時の卓見なる博士達にも賛成する者頗る多かりしが、其後不幸にも此党派派問題となり遂に西班牙のレブリハの綴字法同様、はかなき最後を遂げ行きぬ。其後幾多の学士は、猶引続き此事を論ぜざるにあらず、然れども大勢は、未だこれらの上に眼を注がざ

るが如し。猶此等の事に関して、ポールジョソン *Paul Jonon* の音標的綴字法原理に、委しく述べあれば好事の諸君は就て見るべし。

畢竟するに、言語学の發達、発音学の研究等が、仏蘭西の近代の語学者に、改革的精神を注入せるは事實なり、即ちこれらの人々には、到底現代の綴字法は、満足を与へざるものなり。故に早晩衝突の起り来べきは、今より予想するを得べし。然れども、アカデミーとて悉皆綴字法の改革を為さずといふにはあらず、種々の語のかき方等の上には、毎年其改良を布告しつゝあるを忘るべからず。されど同時に、幾百年間の培養を積み来れる仏蘭西語は、現在の綴字法の儘にても、吾輩東洋人が自国の文学を学ぶ場合などよりは、幾万倍かたやすく学ばるゝ様、なり居る事も記憶せざるべからず。従つて仏蘭西などの綴字法は、よしや大衝突の場合なりとて、我國の新字論の如き、根本的改革を要せざるべき事も、記憶せざるべからず。

第五 荷蘭に於ける綴字改良。 此世紀の初に至るまでは、荷蘭の綴字法は極めて乱雑なるものなりしが、千八百四年に至りて、教授フォンジゲンビーク (*Prof. Von Siegenbeek*) の論文に基き、改革論者漸く一團結を為すに至り、ジゲンビーク氏綴字法と称せる者、爾後大に行はれて、延いて千八百七十三年まで来りぬ。然るに其時デフリース *De Vries* 及

テウインケル Te Winkel の両氏より、重要なる改革案を提出せられしかば、政府はこれを採用する事となれりといふ。然れども、猶他の綴字法も実際は行はれ居るよしなれば、此国の綴字法の命運は、多分適者生存の理によるの外はなからむ。

第六 独逸に於ける綴字改良。英語仏語等の綴字法と比較すれば、独逸語の綴字法が遙に勝り居る事は、今更論ずるまでもなけれども、独逸帝国及其聯邦の教育家は、猶一層簡単に之を為すべしと、熱望し居るが如し。千八百五十四年に、集会はハノブル、及ライプツヒの両所に開かれ、此会にて在来の綴字法を多少変更し、それをばハノブルの高等学校に、圧制的に採用せしめたり。これと同主義の新綴字法をば、千八百六十年にウイルテムベルク国、其小学及高等学校に採用し、千八百六十一年には墺土利、千八百六十六年にはバ、リヤ国、皆之に倣へり。然れども右等の綴字法は悉く同一の者ならざりければ、独逸内に種々の書き方、種々の書籍等生じ来るべき恐は充分ありしなり。是に於てか、千八百七十二年十月に、ドレスデン府に各聯邦政府の代表者を招集し、此会にて普魯士亞の文部大臣ドクトルフアルクは、教授フォンラウマー Prof. Voh Raumer を指名して、其案を作らしめんと発言し、各聯邦政府亦これに従ひ、かくして其案成り、活版に附せらるゝに及びて、フォンラウマー氏の外、印刷者一名、出版

者一名、教育家八名合せて十一名の特別委員を設け、之を研究せしむる事となれり。其会は千八百七十六年一月に開会し、多少の修正をなして、右の案を可決したり、其時の報告は出版せられて

Verhandlungen der zur Herstellung grosser
Einigung in der deutschen Rechtschreibung
berufenen Konferenz.

といふ、千八百七十六年ハルレ市にての刊行に係る。

此時委員の可決せし案は、現に今日までも一般国民の再考に附せられつゝあるなり。しかれども、第一、語頭に用ゐる華文字の制限の事、第二、重複なる諸文字を棄て去る事、第三、ローマ字を一般に用ゐる事、等の外は、他の点にて一致を求むる事、極めて困難なるが如し。

これと同時に、又他の一方にては、政府の採るかゝる因循主義に満足せぬ学者達、極端的の音標的主義の改革を執行せんとして、千八百七十六年十二月一日に其会を組織し、爾後十四ヶ月の短き時期の中に、東はモスコより西はフライデルフイヤに至るまで、七十種の支会を設くるに至れり。

此改良論者の一をドクトルフリツケ Dr. Fricke とす。著書に綴字法一冊あり。フリツケは曰く、予の法に従へば、ゴシツク文字を廃し、綴り字法を簡単にするが故に、在来の法よりは、一人の小兒に恰も千時間だけの学校時間を浪費せしめず

と。

之に反するものを、ハンブルクの教授ウィーク Prof. Wiiek とす。此の人は三十二字にても、その音を書き現はし得べしと主張し、フリツケの説を駁して、さる複雑なる方法は無用なりといふ。

而して、独逸政府の此事に熱心なる、官吏には必ず新法をも併せ学ばしめ、又兵士にも其公文には、必ず新法を用ゐるべしと命じたり。知らず独逸国民は、遂に此点に於て、吾人の好模範となり了るべきや、否や。

第七及第八 瑞典丁抹に於ける綴字改良。瑞典に於ても、綴字法は此百年来、それ／＼適當の学者によりて研究せられ、純粹の音標的主義熱心に主張せられ、現に瑞典のアカデミーは、其立案の幾部を採用し、之を綴字教科書に組入れたり。然れども、政府は始より毫も此上へ容喙せざるが故に、従て亦實際上にも一致乏しきが如し。之に反し、丁抹にては教授ラスク Prof. Rask 及び他の学者及学校教師等によりて、主張せられし綴字法は、政府之を採用し遂に政府の手にて(一)重なりたる子音(二)発音せられぬ e 字及 d 字(三)q 字を廃する事及び其他の事に関する事を一公文として発布したり。

然れども、此公文は決して圧制的の者にはあらず。政府はたゞ此上に其嗜好を示せるに過ぎずして、各個人の自由を奪ふとはあらず。近頃にては此方法は遂に公私の学校に弘通

するに至り、従つてむかしのゴシック文字は、漸々廃用に歸せしが如し。

かくて千八百六十九年に瑞典、諾威、丁抹等の学者の一集会、ストックホルム府に於て開会せられ、こゝにて此等のスキャンデナビヤ語に共通すべき音標的綴字法を建立せんとし、種々評議の末、綴字を規定する辞書を出版する事となれり。其後果して此運動が充分成功しつゝ進み居るや、否や、予輩は不肖にしてまだ之を聞かず。

第九 英国に於ける綴字改良。英国に於て綴字改良に関する最近の運動は、千八百七十七年頃、倫敦初等教育会主として之を主張し、其他百有余の地方教育会之に賛成し、遂に同会は千八百七十八年一月十八日に、教育評議会委員会の議長副議長に建言して、勅選取調委員を置かれん事を願望するに至れり。当時の建議書に曰く、

謹んで教育評議会閣下に白す。

第一 倫敦の教育会は去る十一月二十二日、左の決議を為せり。

(い) 当教育会は現行の綴字法が、教育上に及す大困難を認定し、従つて茲に其改良に関する最良手段を講ずべき、勅選委員会を招集せられん事を希望す。

(ろ) 此決議書の謄本をば、学会会及他の教育会に配布し、吾人が文部省の当局者に向ひ建言する折に、賛成者たらしむるを求むる事。

此決議に対し、右の學術会及一百の地方教育会は、賛成の意を表し、且つ其後選出せられし倫敦教育会の多数にも、此主義は歓迎せられたり。願くは初等教育の為に、此改良に対する調査委員の勅選あらん事を、委員会に付せられん事を。

第二 此問題は永らくの間、学者及教育家の注意を惹きたりしなり。閣下も知らるゝが如く、英吉利及ウェールズに於ける初等教育の結果は、決して満足すべきものにあらず。而して女王陛下の視学官は、屢此失敗を、現行の不規律なる綴字法に歸したまへり。数多の大学者、数多の英米博言学者、及初等教育者の大団合は、此変更の必要を広告したるなり。以太利亞及其他の国も、既に尤も簡單なる綴字法を採用し、荷蘭及西班牙の如きも、現に大改革を實行しつゝあるにあらずや。其他独逸の如きも、普国文部大臣ドクトルフアルクの発言の下に、綴字改良を催し、其報告今や頒布せられたり。かくの如き時にあたり、英吉利語を話す小児にも、亦同じ方向に向つて、多少なすべき事なからむや。

第三 次に此問題は、教育会に取りて大干係を有す。現行の綴字法は、極めて時間且心力を浪費するものにして、之が爲めに一層完全なる教育を授くる事も難く、又予備的と実業的とを問はず、一層高等の学問に入る上の、障碍ともなる事なり。かくの如く消費せらるゝ、時間及心力の金銭的価値は、計り難しといへども、さりとて決して些少のものにはあらざるべ

し。そは教育者が免許状を得るにも、初等教育の不完全なる読方及綴字法によりて、其数減少する事、恰も他の文官試験の候補者の、悪しき綴字法にて幾多排斥せらるゝが如きを以て見るべし。

第四 此問題は政府にも亦大干係あり。教育は今日にては国家的事業なり。而して小児が読方を学び、書方を習ふに際し、猶他日に之を實習する望みなきが如きことあらば、政府の目的は決して達したりといふべからざらむ。たとへば四百万の小児は、監督学校に入らざるべからず、而して其実費は公衆より供するものなり。

況んや、千八百七十六年の教育令によれば、小児は一定の綴字法を使ひ分け得べき度まで発達せねば、普通職業を与ふべからずといふにあらずや。故に、如何にしても教育上、かゝる人工的の困難が取去られざるべからざる事は、何の点より見るも必要なり。此取除は、同時に一国の經濟にも又一国の教育の進歩にも必要なり。

第五 此問題は又他の一点より、政府に干係を有するものなり。もし我等の望むが如く、調査の結果として新しき綴字法制定せらるゝ時は、政府は此の組織をば、普通教育、文官試験、及政府の文書等に採用し、かくして之を保護奨励しゆかば、現行の不規律的のものは、遂に其跡を絶つに至るべし。然る後生じ来るべき、政府と教育事業との間の親密なる干係

は、政府に其今日まで有せざりし権力を与へ且正しく義務の一部をも増さしむべし。もしかくの如くせば、政府は常に教育の性質を増進し、其費用を減少せしむるのみならず、又同時に吾国の労働社会をして、格別の優劣なしに大陸の労働社会と競争せしむるを得べし。

第六 今更茲に、英語の綴字法に干する不都合なる点を、喋喋論ずる必要はなけれども、さりとて又此歎願の理由を確むべき、三四の条項を具陳するも、決して無益にあらざるべしと信ず。

吾人の使用する仮字は、重複にもあり、又物足らずもあり、而して亦矛盾をも為し居るなり。従つて其結果は、発音原理にも抛らず、又語源論にも抛らざる、幾多の人工的仕組を有し、而して其人工的仕組は、数十字の綴り方に影響を及しつゝあるなり。既に英国に活版事業の入り来りしより、th及びdhの二字は其用を失し、他の全く特別な価値これに附せられたるが如し。

故に吾人の切に望む所は、第一現存する文字を明確に且つ矛盾なく用ゐざるべからざる事、第二同音を現はす諸文字を調査して後、其孰れかを一つ採用する事、第三思想の結合或は異趣を示すが為には、例外を許すべきかを研究する事、第四もし其例外を許す時は、活字を異にして初等教育に用ゐる教科書に、此例外を示しおくべき事等を定むるにあり。

語源よりいふも、音よりいふも、又は意義の上よりいふも、實際同一なる語が、前後時代を殊にして、此国語に入り来りし為に、種々に発音せらるゝ事あり。かくの如きは人を迷はし、義を隠す上に、与りて力ある者といふべし。

其外数多の語は、誤解せられたる語源論よりして、誤りて綴らるゝ事あり。又模範とすべき辞書を見ても、殆と二千程の語には、種々の綴り方あることを知らざるべからず。

第七 某等は以上陳述する諸点に対し、殊更に最も能く其弊を撤去すべき綴字法を指摘して、其通過を予め望むが如き事を為すを欲りせず。然れども、一の恰当なる方法が有すべき条件だけを告白し置く事だけは、敢て躊躇すべきにあらざると信ず。

よし又茲に一新法出で来りたりとて、某等は直に之れを取りて、全社会に使用せしむべしとはいはず。況んや吾国文学の研究を難くし、現行の書籍の価値を低うするが如き、固より決して望む所にあらず。然れども、某等は教育家として此問題を實際より観察し、一日も早く簡単と一致とを得んことを勉め、同時に亦智識及思想を助くべき者を保護せん事を冀ふ。某等は信ず、かくの如き結果を得んには、政府自ら其研究に従事せざるべからずと。而して此難問題を説き了るべき綴字法が、眼前にある實際の目的にも適すべしといふ事も、決して忘るべきにあらざるなり。

故に某等は以上陳述する所の者の外に、左の四項を附記して、敢て文部の当局者、及勅選委員閣下の参考に供せんとす。

一 尋常英語の読方及び書方を教授する新式を、自由に採用せしむべき事。

二 最少の不都合を忍びて、最大の便益を得べき一綴字法を得んが為に、茲に其方策を求むる事。

三 何処までも語源的干係を示す事を勉め、唯一部の改革に止むべきか、或は現行の綴字法の外に、随意に用ゐしむべき純全なる音標的綴字法を作るべきか、を定むる事。

四 愈これを決定する暁には、政府より与ふる制裁には如何なる良手段ありや。

建議書は右の如し、而してかゝる運動に賛成せる言語学者には、実に左の諸氏ありたりしなり。

オックスフォルト大学 Prof. Max Müller, Prof. Sayce

ケムブリッジ大学 Skeas

セントアンドリュース大学 Meikle John

倫敦 Dr. Augus, Dr. Morris, Dr. Murray

博言学会々長 Sweet

北米合衆国 Prof. Whitney, Prof. Marsh

此等の人々及び以上の教育家等は、今日とても決して其説を棄てたるにあらず。然れども英国の社会は、遂に未だ此為に動かされたるを聞かざるなり。米国とても亦然り、千八百七十六年八月、フライデルフイヤーにて開会せられたる、英語綴字法に関する万国学会にて、此事を議せられし以来、コンネクチカット或はペンシルベニヤ等の立法部は、一時熱心に此事の討究に尽力せしが、此頃にては又さる噂も頓に消失せたるが如し。たゞ英国にて將に成功せられんとしつゝあるは、印度の固有名詞を綴る法にして、これは政府の指定通り行はるゝ望充分あり。こは法令を始め、地図にも、郵便にも、電信にも、皆用ゐられ、小学校の読本すら、之に従ふもの尠からずなりぬ。

以上陳述し来れる歐洲各国の中、魯士亜の綴字法に關しては、予輩は未だ其如何を知るあたはず、こも亦先輩の示教を俟つの外なし。

而して最後に、日本に於ける綴字法の歴史は如何に。上古言文一致の風破れて、定家仮名遣法なるもの興り、定家仮名遣法破れて、契沖の語源的綴字法行はれぬ。爾後二百年、恰も亦此上に論難を試むる者なかりしが、維新の世となり泰西の學術輸入せられて、支那學其価値を失ひし頃に、かなの会起り、次て又羅馬字会起り、かなの会内割れして雪月花の三部となり、羅馬字会も亦意見の衝突ありて、新旧の二派となり、而

して最後に皆諸共に泣き寝入りとなりぬ。主唱者や熱心ならざりし、会員や例の浮気なりし、抑も亦社会や頑迷無智何事も解せざりし。或は然らむ、或は然らざらむ。予輩は容易に此判断を公言するに忍びざるものなり。

たゞ以上陳述する所にして、少しにても今日以後、此事を論ずる諸君子の参考ともなりなむには、予輩の喜び果していかばかりならむ。(明治廿七年十二月)